

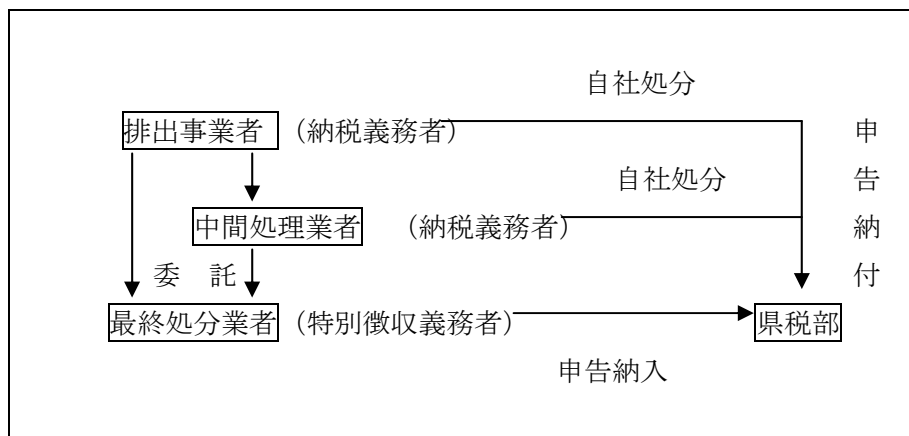
産業廃棄物税が継続実施されます。

本県では、平成16年1月1日から、岩手県・秋田県とともに、北東北三県が連携して、産業廃棄物税を実施しています。

今般、施行後5年を迎え、検討を行ったところ、平成21年1月1日以降も、北東北三県ともに、従来の制度のまま、継続して実施することとされました。

産業廃棄物税の概要は次のとおりです。

- 課税の対象 最終処分場への産業廃棄物の搬入
- 納める人
 - ・ 最終処分を委託する場合 最終処分の委託者（排出事業者又は中間処理業者）
 - ・ 自ら最終処分を行う場合 最終処分を行う者
- 納める額 産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円
- 課税の仕組み



詳しくは、県税務課または各地域県民局県税部にお問い合わせください。

青森県・地域県民局県税部

(H20.12)